

明石市長
泉 房穂 様

政策提言市民団体 市民自治あかし

住民投票条例案についての抗議と修正を求める要請書

11月24日に市議会運営委員会に提出し、同26日の議員協議会で説明された12月市議会定例会への提出議案のうち、懸案だった「住民投票条例案」で最も重要な「住民投票の請求に必要な署名数」について、突然、何の説明もないままに「6分の1」に変更されていることについて、以下の理由から怒りを込めて抗議します。

1年余にわたって審議を続けた検討委員会の答申書や、この10月に市が市民の意見を求めるために実施したパブリックコメントの条例素案でも、「住民投票の請求に必要な署名数」はいずれも「8分の1」でした。同素案の発表に際して、市長は自らの顔写真を添えて「広報あかし」（10月1日付け）に「全国的に見ても比較的住民投票の発議をしやすい要件で、幅広く市民の意思を市政に反映させることができるように」検討委員会の答申通り「8分の1」とした先進的な条例の特徴を説明したばかりでした。にもかかわらず、パブリックコメントの締め切りが終わって1カ月もたたないうちに、変更について何の説明もなく、当条例でもっとも重要な項目を勝手に書き換え、市民が住民投票を請求する際のハードルを高くしたのは、自治基本条例に明確に違反し、暴挙に等しいやり方です。

この変更は、通常の行政行為の手順を逸脱し「トップの政治判断」で行われたようです。したがって、以下の2点について至急対応されるように要請します。

- (1) 市長が、どのような経緯と判断でこのような暴挙ともいえるべき変更を行ったのか。速やかに、その経緯と理由を市民に直接説明する説明会を、12月10日までに開いてください。
- (2) 署名数の要件を検討委員会の提言および条例素案で示した「8分の1」に戻してください。

抗議と修正を求める理由

1. 住民投票条例制定への経緯

住民投票条例は、2010年4月に明石市が施行した自治基本条例に「常設型住民投票条例」を制定するように定められましたが、条例づくりを3年間も放置し、2013年8月になってようやく市民が参画した住民投票条例検討委員会を設置し、1年3カ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。

検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点が、住民投票の請求に必要な署名数の要件でした。最終的に「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとまった経緯があります。住民投票を「絵に描いた餅」にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でした。

市は当初、検討委員会の結論を得た時点で、2014年秋に条例案をまとめてパブリックコメントを行い、同年度中に条例を制定する方針でしたが、11月になって在日外国人の地方参政権に反対する一部団体等の圧力を受ける中で、年度内の制定を先送りしていました。

本年4月に再選された市長は早期の条例制定を口にしていましたが、条例素案を公表したのは10月初めでした。しかし、この時点では上記の請求署名数の要件は「8分の1」としており、市民はこの署名数の要件を「8分の1」とする素案に基づいてパブリックコメントに応じました。

2. 市民への説明責任を欠く不公正、非誠実な変更

パブコメは10月末に締め切られましたが、パブリックコメントへ寄せられた意見からは、この要件についての修正意見が大量に寄せられた形跡はありません。にもかかわらず、短期間に突然変更したのはなぜでしょうか。素案を市議会に説明する中で、「8分の1の署名要件」のほか「署名期間の2カ月が長い」「署名に押印不要はおかしい」「在日外国人に参政権を認めるのはおかしい」という、市民が発議する際のハードルを高めるように求める議員の主張に押されたのではないのでしょうか。

条例案を提案したあと、議会でそのような主張が出て、議会内で議論されるのは民主主義にかなったことです。しかし、条例案づくりの段階でそのような議場外での議員の話に迎合して、市民に発表した素案の重要な内容を密かに変更するのは、自治基本条例に定めた市長の責務である「公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない」「市民ニーズを的確に判断し、説明責任を果たさなければならない」（第10条）等の規定から逸脱した不明朗な行為です。

自治基本条例は、こうした首長と議会の“闇取引”を否定し、市長の市民への説明責任を明記し、議会との緊張関係に基づく二元代表制の機能を歪めないように、市長にその責務を課したものです。今回の行為は、自治基本条例に定めた市長の責務に、明白に違反するものです。

3. 早期成立のために水面下で取り引きし、最重要論点を放棄

市は「8分の1」の案では、多数派の議員の賛成を得られず、条例の早期成立を図れないことを、変更した「唯一の理由」に挙げています。

自治基本条例が施行されて6年目に入るまで、条例の制定を放置してきたのは、いつにかかって市長の責任です。その責任を棚に上げて、成立を急ぐために、水面下で取引することが許されるはずはありません。検討委員会の慎重な審議にもとづいて答申された条例案の骨子を、市が踏襲するのは当然のことです。議会の反対で成立が遅れるのは、議会の責任になります。成立するなら中身はどうでもいいというような対応は、二元代表制への理解に欠けることになり、自治基本条例を制定した自治体の市長として見識を疑われることになります。

4. 疑惑生む不明朗“取り引き”の汚点

検討委員会の提言にもとづいて策定した条例素案を市民に提示し、パブリックコメントを求めたあと、重要な事柄に変更事由が生じた場合には、その理由を十二分に市民に説明し、再度市民の意見を問う手順を踏まねばなりません。

しかし、今回は12月議会への提案文書がすべて「素案通り」で用意されていたものが、土壇場で変更されました。この背景には、市長と議会多数派の間で何らかの不明朗な取り引きが行われたとしか考えられません。

このような形で、自治基本条例における市民参画の手段となる重要部分が勝手に書き換えられ条例案が提案されることは、条例を私物化するに等しく、明石市政の重要な汚点として残ります。

ただちに再考し、条例案の修正を行い、検討委員会の答申書、条例素案の規定に立ち返るべきです。

以上